

令和5年度「台湾ランタンフェスティバル出展事業」業務委託に関する
プロポーザル公募要領

1 業務の目的

台湾は、コロナ前の直近3年間連続して名古屋市の国別宿泊者数第二位となっており、名古屋市にとって重要なインバウンドのターゲット市場である。本事業は、毎年台湾の一都市で開催される台湾最大規模の祭典である「ランタンフェスティバル」に出展参加し、名古屋の観光PRを通して観光誘客に繋げることを目的とするもの。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5年度「台湾ランタンフェスティバル出展事業」業務委託

(2) 業務期間

契約締結日から令和6年3月21日(木)

(3) 業務内容

別添令和5年度「台湾ランタンフェスティバル出展事業」業務委託仕様書のとおり

(4) 委託料上限額 3,550千円(消費税及び地方消費税を含む)

3 応募資格

以下の全ての要件を満たす事業者であること。

- (1) 令和5年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」または「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された事業者であること。
- (2) 本企画提案の公告の日から契約候補者選定までの間に国または地方公共団体及び名古屋市競争入札参加資格の停止期間がないものであること。
- (3) 事業者が共同して提案することも可とする。その場合は、代表者を定めること。ただし、1事業者が2つ以上の共同提案へ参加すること、または、共同提案に参加しながら単独で応募することは不可とする。
- (4) (公財)名古屋観光コンベンションビューロー(以下「ビューロー」と称する)及び関係スタッフとの連携を取りまとめ、随時進捗管理を行うとともにスケジュールに沿ったディレクション、成果物を納品できる能力を有する事業者であること。
- (5) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- (6) 本件に関し、適宜作業内容の打合せが可能であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員と関係しその統制下にある団体ではないこと。

4 選定スケジュール(予定)

令和5年 9月19日(火)～	募集要領公表・公募開始
10月 3日(火)	質問表提出期限 午後4時迄
10月 5日(木)	質問に対する回答 午後4時迄
10月17日(火)	企画提案書提出期限 午後4時(必着)
10月24日(火)午後	選定委員会(プレゼン)開催予定 ※応募者プレゼンテーションによる審査会を実施。 応募事業者が5社を越えた場合は、事務局員による第1次審査の上、上位5社のみで応募者プレゼンテーションによる審査会を実施。 各審査の結果は、事務局より通知する。
11月上旬	契約締結

5 応募手続きについて

- (1) 担当窓口 (公財)名古屋観光コンベンションビューロー

観光部観光誘客グループ

担当:福村、竹内

電話:052-202-1143

住所:〒460-0008

名古屋市中区栄二丁目10-19名古屋商工会議所ビル11階

<メール>kokunai@ncvb.or.jp

- (2) 募集要領等の配布について

① 配布期間 令和5年9月19日(火)～10月17日(火)

② 配布方法 名古屋市観光公式サイト(名古屋コンシェルジュ財団ページ)内
「お知らせ」において公示する。

<ホームページアドレス><https://www.nagoya-info.jp/ncvb/>

③ 配布内容

(ア) 令和5年度「台湾ランタンフェスティバル出展事業」業務委託募集要領
(本紙)

(イ) 令和5年度「台湾ランタンフェスティバル出展事業」業務委託仕様書

(ウ) 令和5年度「台湾ランタンフェスティバル出展事業」業務委託審査基準

(エ) 様式1__質問票

(3) 本業務の仕様に関する質問と回答について

- ① 質 問 票 別紙(様式1)
- ② 質問受付期間 令和5年9月19日(火)～10月3日(火)午後4時まで
- ③ 質問方法 メール利用のこと。
- ④ 宛 先 <メール>kokunai@ncvb.or.jp
- ⑤ 件 名 令和5年度「台湾ランタンフェスティバル出展事業」業務委託
企画提案に関する質問
- ⑥ 回 答 名古屋市観光公式サイト(名古屋コンシェルジュ財団ページ) 内
において質問表提出締切後、公開する。
<ホームページアドレス><https://www.nagoya-info.jp/ncvb/>

(4) 企画提案書等の提出について

- ① 提出書類 次の(ア)～(キ)を各8部(正本1部、副本※7部)ずつ提出すること
※副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。

(ア) 企画提案書

別添仕様書の業務内容の具体的提案

(イ) 経費見積書

(ウ) 提案者の概要が分かる資料(会社パンフレットなど)

(エ) 業務内容の実施スケジュール及び体制

(オ) 過去に実施した類似事業の実績

(カ) 構成員名簿(共同体での申請の場合のみ)

(キ) 名古屋市競争入札参加資格を示す書面(申請中の場合は申請書の写し)

- ② 提出締切 令和5年10月17日(火) 午後4時まで(必着)

- ③ 提出方法 **郵送(配達証明に限る)**又は持参

宛先 (公財)名古屋観光コンベンションビューロー

観光部観光誘客グループ 福村、竹内

住所: 〒460-0008

名古屋市中区栄2丁目10-19名古屋商工会議所ビル11階

(5) 企画提案書作成にあたっての注意事項

- ① 企画提案書はA4サイズ、30ページ以内で作成し、他の説明資料についても
A4サイズに合わせて用意すること。(折込んでA4サイズにすることは可)
- ② 企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- ③ 提出された提案書等は返却しない。
- ④ 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。
(ただし、ビューローから指示があった場合を除く。)

6 審査

企画提案の審査は令和5年度「台湾ランタンフェスティバル出展事業」業務委託企画提案選定委員会が行う。なお、企画提案参加者が5社を超えた場合は、一次審査のうえ、総得点が高い上位5事業者のプレゼンテーションによる最終審査を行う。

(1) 第1次審査(書面審査)

提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別添の評価基準に従い書面審査を実施。

- ① 第1次審査の結果、点数が上位の5社に対し、(2)の第2次審査を行うが、企画提案書等の提出者が5社以下の場合は、第1次審査を実施しない。
- ② 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、10月19日(木)までに通知する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション審査)

- ① 日 時 令和5年10月24日(火) 午後(予定)
※詳細については対象者へ別途連絡します
- ② 場 所 (公財)名古屋観光コンベンションビューロー 会議室
- ③ 方 法 (ア) 持ち時間は30分(プレゼン15分程度、質疑応答15分程度)
(イ) 提出された企画提案書のみを使用し、他の使用、機材等は使用不可。

(3) その他

- ① 審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。
- ② 第2次審査に要する費用は、参加者の負担とする。
- ③ 第2次審査当日の追加資料の提出は受け付けない。
- ④ 第2次審査当日の指定時間までに発表者が来ない場合は、不参加とみなす。

7 審査結果の通知・公表について

第2次審査の結果は、全提案者に書面にて通知するとともに、名古屋市観光公式サイト(名古屋コンシェルジュ財団ページ) 内において順位と点数を公開する。

＜ホームページアドレス＞<https://www.nagoya-info.jp/ncvb/>

8 その他

(1) 無効となる提案等

- ① 次に該当する提案は無効とする
 - (ア) 本募集要領に示した参加資格を有しない者の提案
 - (イ) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - (ウ) 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - (エ) 見積もり金額が本要領第2項(4)における契約上限金額を超える提案

(オ) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(カ) 仕様書上示した内容を満たしていない提案

② 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

(2) 本企画提案に参加を希望する者で、3(1)に掲げる競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請その他所定の必要書類を次の場所に提出し、契約の締結日までに当該資格の認定を受けること。

＜ホームページアドレス＞<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

＜提出先＞

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係(名古屋市役所西庁舎 11F)

住所:〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

電話:052-972-2321

9 契約手続き等

(1) 委託料上限額

3,550千円(消費税及び地方消費税含む)

※上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、ビューローとの打合せに要する費用を含む。

(2) 契約方法

受託候補者と仕様書の内容、委託料限度額等について協議のうえ、委託契約を締結する。

(3) 委託料の支払

原則として精算払いとする。

(4) 一括下請け及び再委託の禁止

業務の全部または主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(5) 個人情報の保護

本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守すること。

(6) 契約書及び仕様書

別途作成・提示する。

10. 実施結果報告書の提出について

受託者は本事業終了後、成果物として実施結果報告書を日本工業規格A4版で5部作成して提出するとともに、報告書データ及び動画データを格納した電子媒体を1部提出すること。